

死刑執行された冤罪事件

# 飯塚事件を考える市民集会

## 当時の新聞報道等から 死刑判決を考える

第2次再審請求審で「2月20日午前11時ころ、八木山バイパスで久間さんとは別の男が運転する白い軽自動車の中に女兒2人を目撃した」との証言がありました。しかし、判決は午前9時(高裁・9時半)までには死亡していた、と認定しています。

当時の新聞報道には、判決の死亡推定時刻以降も生存していた女兒を目撃した記事が10件余もあります。

報道からは判決認定の状況と違う状況が見られます。報道と当事者の供述などから死刑判決(1999年9月福岡地裁)を考えます。

穂波交流センター

とき 11月5日(日)

13時30分～16時

ところ

飯塚市穂波交流センター

飯塚市秋松408 TEL0948-28-7458

資料代 500円



連絡先 飯塚事件の再審をもとめる福岡の会  
福岡市中央区大名2-2-51 第1吉田ビル403  
E-mail iizukajiken\_saishin@yahoo.co.jp

日本国民救援会福岡県本部  
TEL・fax 092-713-0144

2023.9.20

# 判決の死亡推定時間に？

判決は、A子ちゃんは「(8時30分から)午前9時頃までの間に殺害されたと推定される。」とし、B子ちゃんは「朝食摂取(午前7時30分ころ)後1時間ないし2時間で死亡したものと推定するのが相当」としています。

しかし、事件当時の新聞には、死亡推定時間の午前9時以降に2人を目撃した、すなわち生存していた2人を目撃した市民の情報が多数報道されています。

## 市民の情報は間違っていたのでしょうか？

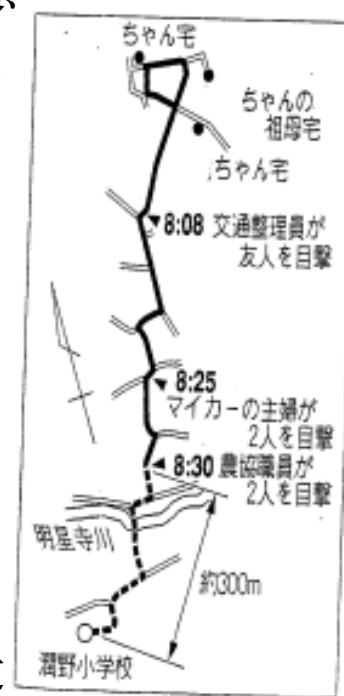
市民からの情報の中には、捜査官が「服装、ランドセル、髪型から2人と確認した」情報が2件あった、との報道(2/22読売)や「ちょうど店番の交代時で(目撃した)時間ははっきり覚えている」との目撃報道(2/23西日本)もあります。

判決は、市民の情報を採用しませんでした。結果的に情報は「間違い」としたのです。判決に、その理由の説明はありません。事件直後に目撃した市民の情報がすべて「間違い」ということがあるのでしょうか？

また、2人の最後の目撃場所も「三叉路」よりも学校よりの農協支所や県道付近と報道しています。

市民からの情報をどのように捜査し、処理されたのでしょうか？

捜査資料等の証拠開示が必要です。



20日午前7時40分 近 人を目撃、「今日はひと  
くの友達と計3人で自宅  
を出て、学校に向かう、  
ちゃんも同調したので友  
達は先に行く、  
同8時8分 2人の目  
宅から約三百メートル所  
に立っている交通整理の  
男性が先に歩いていた」  
同8時8分 2人の目  
が歩いているのを農協協  
員が目撃  
同日午後1時30分 学  
校から約一・五キロ離れた  
同2時半 同商店街のお  
おちゃ屋で2人がキリン  
の横いぐるみを気ながら  
「じっばに鈴がついてい  
るぞしょ、かわいいね」  
と隣段にしゃがんで話し  
ているのを店員が目撃  
同2時半 同商店街か  
ら2人が出て行くのをト  
ラックの運転手が目撃  
同6時45分 潤野小近  
くの農協高付近に2人が  
いたとの情報  
21日午後4時55分 約  
十八キロ離れた日本市野馬  
の山中で遺体発見  
同9時 2人の父親が  
遺体を確認

目撃情報を伝える・西日本新聞 92年2月22日

**検察に裁判所が勧告した「初動捜査記録等証拠リストの開示」求めます。**

\*10月28日は久間三千年さんの15回忌です。情報を弁護団にお寄せ下さい。

弁護団連絡先 岩田務法律事務所 TEL092-711-9955 (F)092-711-9966

\* 連絡先 飯塚事件の再審をもとめる福岡の会 日本国民救援会福岡県本部  
署名送付先 〒810-0041 福岡市中央区大名2-2-51-403 TEL 092-713-0144